

# 県大教職員組合ニュース 第104号

2019 (第4号) 2019年12月11日発行

静岡県公立大学教職員組合執行委員会  
Tel & Fax 054-265-7231 E-mail office@shizunion.jp

## 団交報告

### **TIME CREATOR (時間外管理システム) 導入延期！**

2019年11月25日(月) 18:00~19:00 於：第4会議室

今回の団交では幾つか議題がありましたが、組合ニュースでは重要なポイントである時間外管理システムの導入延期について速報いたします。

組合ニュース第103号で報告しましたが、事務職員は10月からTIME CREATORの導入を義務づけるよう指示されました。さらに導入しなければ時間外手当の支給をしないと読めるメールが送付され、導入の経緯と目的、運用方法について議論しました。

時間外勤務の申請、支給の効率化、さらには時間外勤務の縮減のため導入を検討し、昨年11月には一部の事務職員が参加してデモンストレーションを実施しました。その結果、事務局として導入と判断し、予算計上に至りました。導入前には室長に室員への周知を依頼するとともに、総務室からメール等での周知を図っていたとのことですが、利用者に十分かつ丁寧に説明がされなかったため、十分な理解が得られておりません。今後説明会を実施するなど、労使双方で合意がなされるまでは、TIME CREATORの導入はしないことを確認しました。また残業代はTIME CREATORのインストールの有無に関わらず、実績に基づいて、事後申請でも残業代は支払うことを確認しました。



## ◆給与規程等の一部改正

法人から県職員の給与改定に準じた教職員の給与改定が示されました。  
給与表（一般職：月額 200～2,000 円、教育職：月額 200～1,800 円）、勤勉手当（0.05 月分）が引き上げられます。

## ◆大学院手当支給の改正

大学院手当について、組合三役と理事長との懇談会でも、手当未払いの現状を理事長へ説明しました。大学院手当は、2 単位以上の講義を担当するものに支給されるが、現状では通年 4 単位を担当しないと支給されておりました。

2020 年 4 月から、実績に応じて支給されることが団交で合意されました。

